

暴風警報または特別警報が発表された場合の登下校について

1 児童（生徒）の登校する前に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表されている場合

- (1) 始業時刻2時間前（午前6時30分）までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- (2) 始業時刻2時間前（午前6時30分）から午前11時までには警報が解除された場合は、解除後2時間後をめどに授業を始めます。
※ 警報が解除された後、天候や通学路の安全確認をしてから、登校時刻等について緊急メール等を使ってお知らせします。
- (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とします。

2 児童（生徒）の登校後に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表された場合

〈小学校の場合〉

- 児童の安全確保のため、全児童を保護者に引き渡します。お子さんをお渡しするまでは、学校でお預かりします。なお、引き取りが遅れる場合は、必ず学校への連絡をお願いします。

〈中学校の場合〉

- (1) 学校で下校途中の安全を確かめたうえで、すぐに集団下校をさせます。一人だけになるような場合は、家庭へ連絡をして一人だけで帰すことのないようにします。
- (2) 帰る途中が危険だと思われるときは、学校に留め、安全になってから帰すようにします。

3 児童（生徒）の登校する前に、名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

- (1) 警報が発表された当日は、臨時休業とします。
- (2) 翌日以降は、警報が解除された後、天候や通学路の安全確認をしてから、登校時刻等について緊急メール等を使ってお知らせします。

4 児童（生徒）の登校後に、名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

- 児童（生徒）の安全確保のため、全児童（生徒）を保護者に引き渡します。お子さんをお渡しするまでは、学校でお預かりします。なお、引き取りが遅れる場合は、必ず学校への連絡をお願いします。

5 暴風警報以外の警報（大雨・洪水等）や注意報が発表された場合

- (1) 原則として平常の授業を行います。登校の際、通学路の安全を確かめてください。
- (2) 道路の冠水や河川の増水等により、災害のおそれがあるような場合は、直ちに学校へ連絡してください。

6 備考

注意報・警報は、平成22年5月27日から市町村単位で発表されるようになりましたので、「幸田町」に発表されているかをご確認ください。